

2012年5月25日 全19頁

# バーゼルⅢが銀行に与える影響に関する調査

金融調査部 制度調査課  
金本 悠希

世界大手行全体で、実質的最低水準達成に4,856億ユーロ不足(昨年6月末時点)

## [要約]

- 4月12日、バーゼル銀行監督委員会は、世界各国の銀行212行を対象に、2011年6月30日時点のデータに基づき、その時点でバーゼルⅢ（バーゼル2.5を含む）を完全実施した場合に、自己資本比率がどの程度の水準になるかなどについて調査した報告書を公表した（212行の内訳は、Tier1資本が30億ユーロ超で国際的に活動している銀行（第1グループ）が103行、その他の銀行（第2グループ）が109行）。
- 調査結果によると、普通株式等Tier1比率は、第1グループの平均は7.1%であった。第1グループの銀行全てが、最低所要水準である4.5%を達成するには、388億ユーロ分の資本が不足し、（実質的な最低所要水準である）7.0%を達成するには、4,856億ユーロ分の資本が不足している。なお、第1グループの税引後配当利益合計額（2010年後半及び2011年前半）は3,566億ユーロ。
- また、流動性規制に関しては、流動性カバレッジ比率は、第1グループの平均が90%、第2グループの平均が83%であった。調査対象行の全てが最低所要水準の100%を達成するには、調査対象行合計で1.76兆ユーロ（調査対象行の合計資産58.5兆ユーロの約3%）の適格流動資産が不足している。安定調達比率は、第1グループ、第2グループの平均はいずれも94%であった。調査対象行の全てが最低所要水準の100%を達成するには、安定調達額が2.78兆ユーロ不足している。

## <目次>

1. はじめに	2
2. 調査方法	3
3. 自己資本比率の変動と資本不足額	4
4. 普通株式等Tier1資本の定義の変更の影響	7
5. リスク・アセットの増加の程度	8
6. レバレッジ比率	12
7. 流動性規制	14

## 1. はじめに

○2012年4月12日、バーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委）は、世界各国の銀行212行を対象に、2011年6月30日時点のデータに基づき、バーゼルⅢ<sup>1</sup>（及びバーゼル2.5<sup>2</sup>）をその時点で（経過措置を考慮せずに）完全実施した場合、自己資本比率等がどの程度の水準になるかについて調査した報告書を公表した<sup>3</sup>。

○本報告書は、バーゼルⅢ及びバーゼル2.5の規制の見直しに関する以下の点に焦点を当てている。

- ①自己資本比率の変動（及び最低水準を達成するために不足する資本の額）
- ②普通株式等 Tier1 資本の定義の変更、その他 Tier1 資本、Tier2 資本の適格要件の変更
- ③計測方法の変更によるリスク・アセット（自己資本比率の分母）の増加
- ④レバレッジ比率規制の導入
- ⑤流動性規制（流動性カバレッジ比率規制、安定調達比率規制）の導入

○本稿では、本報告書の調査結果の内容を紹介する。なお、我が国では、いわゆるバーゼルⅢによる規制の見直しは、（海外営業拠点を有する）国際統一基準行<sup>4</sup>にのみ適用される予定（2013年3月期より）であり、国内基準行については、「当分の間」バーゼルⅡに基づく規制枠組みを適用することとされている<sup>5</sup>。よって、本調査結果は、我が国では国際統一基準行に関するものと捉えるべきものである。

<sup>1</sup> バーゼルⅢの内容に関して、拙稿「バーゼルⅢの概要と見直しの背景」（月刊資本市場2011年9月号）（<http://www.dir.co.jp/publicity/exposure/pdf/11091501.pdf>）、同「バーゼルⅢ告示①普通株式等 Tier1 比率（連結）」（2012年4月12日付 DIR Legal and Tax Report（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041201financial.html>））、同「バーゼルⅢ告示②Tier1 比率（連結）」（2012年4月19日付 DIR Legal and Tax Report（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041901financial.html>））、同「バーゼルⅢ告示③総自己資本比率（連結）」（2012年4月25日付 DIR Legal and Tax Report（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12042501financial.html>））、同「バーゼルⅢ告示④リスク捕捉の強化」（2012年5月24日付 DIR Legal and Tax Report（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>））参照。

<sup>2</sup> 拙稿「バーゼル2.5—市場リスク対応のための資本が増加」（2012年1月13日付 DIR Legal and Tax Report）参照。

<sup>3</sup> 「バーゼルⅢモニタリング結果（2011年6月30日時点）」（<http://www.bis.org/press/p120412a.htm>）参照。

<sup>4</sup> 我が国では18グループ（銀行グループ：14、証券会社：2、その他：2）。

<sup>5</sup> 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」を改正する告示（以下、単に告示という）附則9条。現行規制では、国内基準行は、総自己資本比率の最低水準が4%（国際統一基準行では8%）であること以外は、基本的に国際統一基準行と同様の枠組みが適用されている。なお、報道では、国内基準行についても、2014年3月期より、中核的自己資本の水準の引き上げる案（2012年2月16日付毎日.jp）や、デリバティブ取引に関する損失発生リスク（本レポート後述のCVAリスクを指すと考えられる）を捕捉することを求める案（2012年2月15日付時事通信社）が検討されている旨報じられている。

## 2. 調査方法

○本調査は、全世界で計 212 の銀行を対象に行われ、そのうち、「Tier1 資本が 30 億ユーロ超で国際的に活動している」銀行（「第 1 グループ」）が 103 行、その他の銀行（「第 2 グループ」）が 109 行であり、その国別内訳は以下の通り（全ての銀行が全てのデータを提出したわけではないため、調査項目によっては、調査対象行の数はこれより少ない）。

図表 1 調査対象行数

国・地域	第1グループ	第2グループ
オーストラリア	4	1
ベルギー	1	2
ブラジル	2	0
カナダ	6	2
中国	6	0
フランス	5	5
ドイツ	9	25
香港	0	7
インド	5	5
インドネシア	0	2
イタリア	2	11
日本	13	5
韓国	5	3
ルクセンブルグ	0	1
メキシコ	0	5
オランダ	3	17
ロシア	0	1
サウジアラビア	3	0
シンガポール	3	0
南アフリカ	3	3
スペイン	2	6
スウェーデン	4	0
スイス	2	4
トルコ	6	0
イギリス	6	4
アメリカ	13	0
<b>合計</b>	<b>103</b>	<b>109</b>

（出所）バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果（2011年6月30日時点）」

○本調査は、2011年6月30日時点で、バーゼルⅢが完全実施されたこととして、その影響を調査している。つまり、現実のバーゼルⅢは、2019年に完全実施され、それまで各種経過措置（規制の段階的導入、及び従来の扱いを一定期間継続すること）が設けられているが、本調査では経過措置を基本的に考慮しないでバーゼル 2.5・バーゼルⅢによる規制の見直しの影響を計測している。

### 3. 自己資本比率の変動と資本不足額

○本調査結果によると、バーゼルⅡの計算方法を適用した場合、及びバーゼルⅢの計算方法を適用した場合の自己資本比率（平均）は以下の通り。

図表2 バーゼルⅡ、バーゼルⅢの計算方法を適用した場合の自己資本比率（平均）

	バーゼルⅡ	バーゼルⅢ
(第1グループ)		
普通株式等 Tier1 比率	10.2%	7.1%
Tier1 比率	11.5%	7.4%
総自己資本比率	14.2%	8.6%
(第2グループ)		
普通株式等 Tier1 比率	10.1%	8.3%
Tier1 比率	10.9%	8.6%
総自己資本比率	14.3%	10.6%

(注) 上記推計は、リスク・アセットの計算方法の変更も考慮。

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」より大和総研金融調査部制度調査課作成

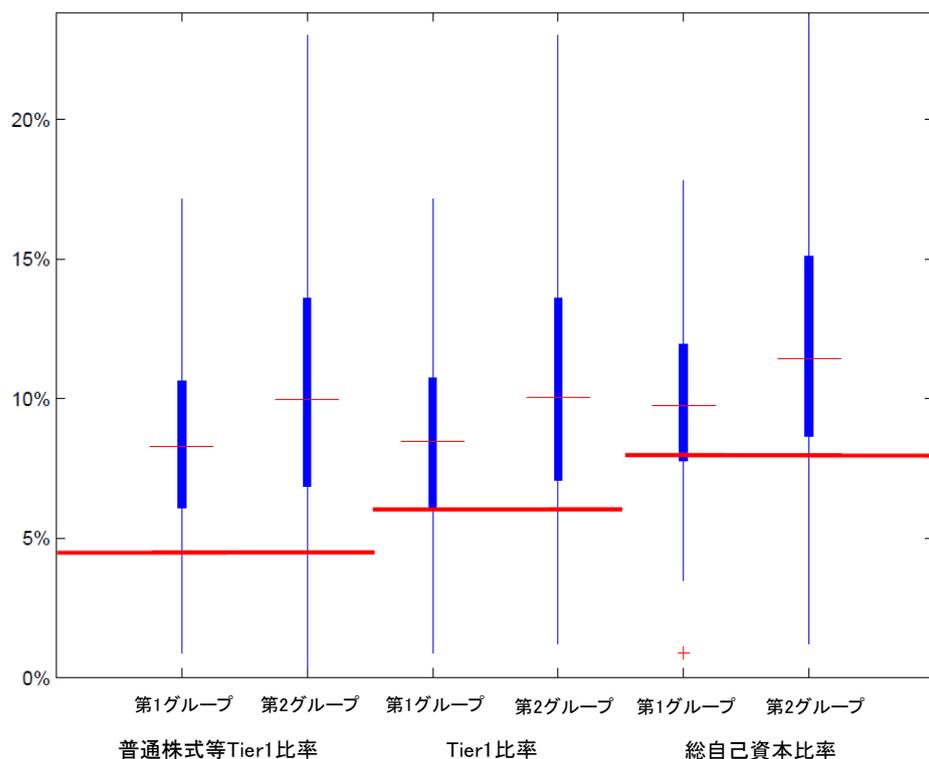
○上記の通り、第1グループの普通株式等 Tier1 比率の平均値は、バーゼルⅡの計算方法を適用した場合の10.2%から、バーゼルⅢの計算方法（控除項目やリスク・アセットの増大も考慮）では7.1%まで低下する。第2グループの普通株式等 Tier1 比率の平均値は10.1%から8.3%に低下する。

○報告書では、この低下の主な要因は、普通株式等 Tier1 資本に算入される資本の範囲の見直し、控除項目を普通株式等 Tier1 資本から控除することに変更したこと（多くの国では、バーゼルⅡの下では他の資本項目から控除されている）、リスク・アセットの増加、が指摘されている。

○また、第1グループの Tier1 比率、総自己資本比率の平均値はそれぞれ、11.5%から7.4%に、14.2%から8.6%に低下する。

○さらに、本調査結果によると、バーゼルⅢを適用した場合の各銀行の自己資本比率（普通株式等 Tier1 比率、Tier1 比率、総自己資本比率）は以下のように分布している。

図表 3 バゼルⅢを適用した場合の普通株式等 Tier1 比率、Tier1 比率、総自己資本比率の分布



(注) 太い赤線 (横線) : 最低所要水準

細い赤線 (横線) : 調査対象行の中央値

太い青線 (縦線) : 25 パーセンタイル値<sup>6</sup> (下の端) と 75 パーセンタイル値 (上の端) を結んだ線分

細い青線 (縦線)<sup>7</sup> : 外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分 (外れ値とは、太い青線の 1.5 倍の長さの線分から上下に外れた値のこと)

(出所) バゼル委「バゼルⅢモニタリング結果 (2011 年 6 月 30 日時点)」より大和総研金融調査部制度調査課作成

○次に、本調査結果によると、バゼルⅢの所要水準 (最低所要水準、及び最低所要水準に資本保全バッファを加えた水準 (実質的な最低所要水準)) を達成するのに不足している資本不足額は以下のようなになる (銀行は、この額を 2011 年 6 月 30 日から、完全実施される 2019 年までに備えることが必要)。

<sup>6</sup> 100 個の数値があった場合に、小さい順に数えて 25 番目の数値。

<sup>7</sup> データが正規分布であれば、この範囲に約 99.3% のデータが分布する (実際にその範囲に 99.3% のデータが分布しているとは限らない)。

図表 4 パーゼルⅢの所要水準に対する資本不足額

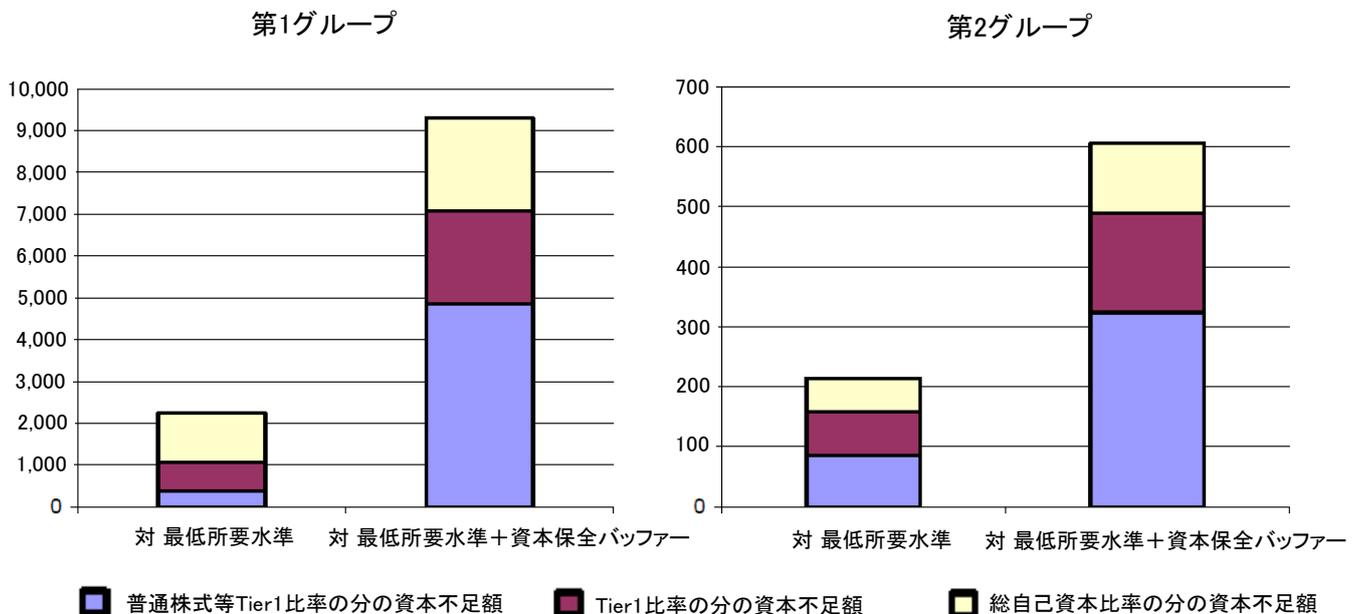
	最低所要水準		最低所要水準＋資本保全バッファー	
	所要水準 (%)	資本不足額 (億ユーロ)	所要水準 (%)	資本不足額 (億ユーロ)
(第1グループ)				
普通株式等 Tier1 比率	4.5%	388	7.0%	4,856
Tier1 比率	6.0%	666	8.5%	2,214
総自己資本比率	8.0%	1,193	10.5%	2,232
(第2グループ)				
普通株式等 Tier1 比率	4.5%	86	7.0%	324
Tier1 比率	6.0%	73	8.5%	166
総自己資本比率	8.0%	55	10.5%	116

(注) 資本不足額は、資本不足が生じる銀行の資本不足額を合計して計算。Tier1 資本不足額、総自己資本不足額は、それぞれ、普通株式等 Tier1 資本、Tier1 資本の水準が満たされていると仮定して計測した追加的な資本不足額。また、G-SIB (グローバルにシステム上重要な銀行。普通株式等 Tier1 比率で 1~2.5% 分だけ水準が上乘せされる) に指定された銀行は、その水準で資本不足額を計算。

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果 (2011 年 6 月 30 日時点)」より大和総研金融調査部制度調査課作成

○上記の通り、第1グループの銀行、第2グループの銀行について、普通株式等 Tier1 比率の最低所要水準 (4.5%) と比較した場合の資本不足額はそれぞれ、388 億ユーロ、86 億ユーロと推計されている。また、第1グループの銀行、第2グループの銀行について、普通株式等 Tier1 比率の、最低所要水準と資本保全バッファーの合計水準 (実質的な最低所要水準) (7.0%) と比較した場合の資本不足額はそれぞれ、4,856 億ユーロ、324 億ユーロと推計されている。

図表 5 所要水準に対する資本不足額 (億ユーロ)



(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果 (2011 年 6 月 30 日時点)」より大和総研金融調査部制度調査課作成

○なお、参考値として、第1グループ、第2グループの銀行の税引後配当利益の合計額 (2010 年後半と 2011 年前半の合計額) はそれぞれ、3,566 億ユーロ、356 億ユーロであったことに触れられている。

#### 4. 普通株式等 Tier1 資本の定義の変更の影響

○本調査結果によると、バーゼルⅢの下で普通株式等 Tier1 資本から控除される各控除項目<sup>8</sup>の影響（普通株式等 Tier1 比率を低下させる割合）は以下の通り。

図表 6 各控除項目による普通株式等 Tier1 比率の低下割合

	第 1 グループ (103 行)	第 2 グループ (109 行)
のれん	-15.4%	-10.5%
無形固定資産	-3.6%	-2.5%
繰延税金資産(一時差異に基づくもの以外)(注 1)	-3.2%	-0.8%
他の金融機関への出資(注 2)	-2.9%	-4.4%
モーゲージ・サービシング・ライツ(注 3)	-0.1%	0%
繰延税金資産(一時差異に基づくもの)のうち 10%基準額を超える額(注 4)	-1.7%	-3.5%
15%基準額を超える額(注 5)	-2.1%	-1.8%
その他(注 6)	-3.0%	-3.5%
<b>合計</b>	<b>-32.0%</b>	<b>-26.9%</b>

(注 1) 繰越欠損金に係る繰延税金資産が含まれる。普通株式等 Tier1 資本から全額控除される。

(注 2) 普通株式等 Tier1 資本の 10%基準額を超える額は、普通株式等 Tier1 資本から控除される。

(注 3) 「回収サービス権」(金融商品会計に関する実務指針第 36 項)のうち住宅ローンに係るものを指すが、我が国においては該当例はない模様。普通株式等 Tier1 資本の 10%基準額を超える額は、普通株式等 Tier1 資本から控除される。

(注 4) 繰延税金資産(一時差異に基づくもの)は、普通株式等 Tier1 資本の 10%(10%基準額)を超える額は、普通株式等 Tier1 資本から控除される。

(注 5) 10%超議決権を保有する金融機関に対する普通株出資、繰延税金資産(一時差異に基づくもの)、及びモーゲージ・サービシング・ライツの合計で、普通株式等 Tier1 資本の 15%(15%基準額)を超える額は、普通株式等 Tier1 資本から控除される。

(注 6) 自己保有株式、期待損失に対する引当不足額、年金資産、証券化取引に係る売却益などが含まれる。

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

○上記の通り、第 1 グループの銀行については、控除項目により、普通株式等 Tier1 比率は(控除前に比べて)32.0%低下する。低下の主な要因は、のれん、繰延税金資産、(モーゲージ・サービシング・ライツを除く)無形固定資産であり、それぞれ普通株式等 Tier1 比率を 15.4%、4.9%(3.2%+1.7%)、3.6%低下させる。

○また、第 2 グループの銀行については、控除項目により、普通株式等 Tier1 比率は(控除前に比べて)26.9%低下する。低下の主な要因は、のれん、他の金融機関への出資、繰延税金資産であり、それぞれ普通株式等 Tier1 比率を 10.5%、4.4%、4.3%(0.8%+3.5%)低下させる。

<sup>8</sup> 告示では「調整項目」と表記されている。

## 5. リスク・アセットの増加の程度

### (1) リスク・アセット（全体）の増加の程度

○バーゼル 2.5 及びバーゼルⅢによる規制の見直しでは、以下の要因によりリスク・アセット（自己資本比率の分母）が増減する。

#### ①資本の定義の変更

(A) リスク・アセットへの算入への扱い変更：バーゼルⅡでは資本控除（自己資本比率の分子の減少）されている項目が、バーゼルⅢではリスク・アセット（リスク・ウェイト 1,250%）に算入（自己資本比率の分母の増加）されるように扱いが変更されることによるリスク・アセットの増加

(B) 特定 3 項目関連：一時差異に基づく繰延税金資産、10%超議決権を保有する金融機関に対する普通株出資、モーゲージ・サービシング・ライツの 3 項目については、各項目ごとに普通株式等 Tier1 資本の 10%基準以下（及び 3 項目合計で普通株式等 Tier1 資本の 15%基準以下）の部分は、リスク・アセットに算入されることによるリスク・アセットの増加<sup>9</sup>

(C) その他：バーゼルⅡではリスク・アセットに算入（自己資本比率の分母の増加）されている項目が、バーゼルⅢでは資本控除（自己資本比率の分子の減少）に扱いが変更されることによるリスク・アセットの減少

#### ②カウンターパーティー信用リスク<sup>10</sup>

—信用評価調整（CVA; Credit Valuation Adjustment）などによるリスク・アセットの増加（後述（3）参照）

#### ③再証券化エクスポージャー

—再証券化エクスポージャーに対するリスク・ウェイトの引き上げによるリスク・アセットの増加（バーゼル 2.5）

#### ④トレーディング勘定（後述（2）参照）<sup>11</sup>

—トレーディング勘定における、デフォルト・リスク、格付遷移リスク（「追加的リスク」）の導入、ストレス VaR（Value at Risk）の加算、トレーディング勘定で保有している証券化エクスポージャーに対するリスク・ウェイトの引き上げ、によるリスク・アセットの増加（バーゼル 2.5）

○本調査結果によると、バーゼル 2.5・バーゼルⅢによる規制の見直しによって、リスク・アセットは調査対象行全体で以下の割合だけ増加する。

<sup>9</sup> 拙稿「普通株式等 Tier1 比率（連結）」25、26 ページ参照。

<sup>10</sup> 集中清算機関に対するエクスポージャーに対する資本賦課によるリスク・アセットの増加は含まれていない（集中清算機関に対するエクスポージャーについての資本賦課をどの程度にするかについて、現時点では合意に至っていないため）。

<sup>11</sup> 拙稿「バーゼル 2.5—市場リスク対応のための資本が増加」（2012 年 1 月 13 日付 DIR Legal and Tax Report）参照。

図表 7 リスク・アセットの増加割合とその内訳

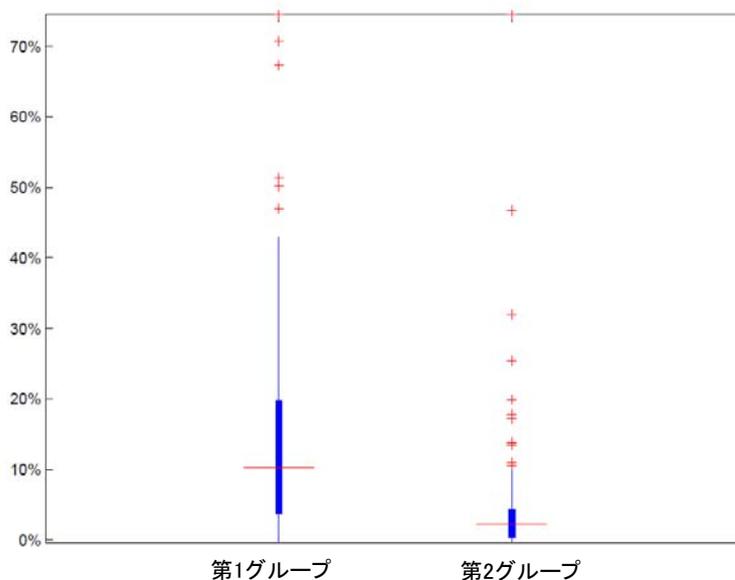
	第 1 グループ(102 行)	第 2 グループ(109 行)
資本の定義の変更		
リスク・アセットへの算入(扱い変更)	5.2%	2.3%
特定 3 項目関連	2.6%	1.9%
その他	-1.6%	-0.7%
カウンターパーティー信用リスク	6.6%	2.2%
再証券化エクスポージャー	1.5%	0.1%
トレーディング勘定	5.2%	0.5%
<b>合計</b>	<b>19.4%</b>	<b>6.3%</b>

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

○上記の通り、第 1 グループの銀行については、リスク・アセットが全体で 19.4%増加する。増加の主な要因はカウンターパーティー信用リスク、トレーディング勘定であり、それぞれリスク・アセットを 6.6%、5.2%増加させる。また、第 2 グループの銀行については、リスク・アセットが全体で 6.3%増加し、その主な要因は、資本控除扱いの変更によるリスク・アセットへの算入(2.3%)、カウンターパーティー信用リスク(2.2%)、特定 3 項目関連(1.9%)である。

○また、各銀行のリスク・アセットの増加割合は以下のように分布しており、第 1 グループの 4 分の 3 の銀行は増加率が 20%程度に収まっているものの、40%超増加する銀行も 6 行見られ、中には 70%程度増加する銀行もあることが注目される。

図表 8 各銀行のリスク・アセットの増加割合



(注) 細い赤線(横線) : 調査対象行の中央値

太い青線(縦線) : 25 パーセンタイル値(下の端)と 75 パーセンタイル値(上の端)を結んだ線分

細い青線(縦線) : 外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分(外れ値とは、太い青線の 1.5 倍の長さの線分から上下に外れた値のこと)

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

## (2) トレーディング勘定に関する見直しによるリスク・アセットの増加の程度

○上記のリスク・アセット全体の増加のうち、トレーディング勘定（マーケット・リスク規制）に関する見直し（バーゼル 2.5）による部分についても調査がなされている（ただし、調査結果が得られたのは第 1 グループの 96 行について）。（1）と重複する部分もあるが、トレーディング勘定に関する見直しでは、主に以下の要因によりリスク・アセットが増減する<sup>12</sup>。

### ① ストレス VaR の加算

— 内部モデル方式においてリスク・アセットを算出する際、従来の VaR に、（ストレス期間を前提とする）ストレス VaR を加えて算出

### ② 標準的方式の見直し

— 流動性が高く、分散されている株式ポートフォリオに対する軽減リスク・ウェイトの廃止（リスク・ウェイトが 4% から 8% に）

### ③ 「追加的リスク」に対する資本賦課及び証券化エクスポージャー関連

— 内部モデル方式において、保有する債券等のデフォルト・リスク、格付遷移リスク（格下されるリスク等）（「追加的リスク」）に対する資本賦課の導入

— 標準的方式における、トレーディング勘定で保有している証券化エクスポージャー（コリレーション・トレーディング<sup>13</sup>を除く）に対するリスク・ウェイトの引き上げ

— 内部モデル方式における、コリレーション・トレーディングの幅広い価格変動リスク（「包括的リスク」<sup>14</sup>）に対する資本賦課

— 標準的方式における、コリレーション・トレーディングに対する資本賦課

— 証券化エクスポージャーの個別リスク等に関する資本賦課

○調査結果によると、第 1 グループの銀行（96 行）についてマーケット・リスク規制の見直しによるリスク・アセットの増減割合（平均）（%）は以下の通り。

<sup>12</sup> 拙稿「バーゼル 2.5—市場リスク対応のための資本が増加」（2012 年 1 月 13 日付 DIR Legal and Tax Report）参照。

<sup>13</sup> 顧客との間で取引を行った（裏付資産が単一名の）証券化商品について、そのリスクを類似の証券化商品や指数を用いてヘッジする取引を指す。

<sup>14</sup> 具体的には、デフォルト・リスク、格付遷移リスクのほか、複合的なデフォルトに係るリスク、信用スプレッド・リスクなどが含まれる。

図表 9 マーケット・リスク規制の見直しによるリスク・アセットの増減割合（平均）（第1グループ96行）

マーケット・リスク規制の見直し	リスク・アセットの増減(%)
ストレス VaR	2.2%
標準的方式	-0.3%
「追加的リスク」に対する資本賦課及び証券化エクスポージャー関連	3.6%
(内訳)	
「追加的リスク」に対する資本賦課	1.4%
証券化エクスポージャー(コリレーション・トレーディングを除く)(標準的方式)	1.7%
コリレーション・トレーディングの包括的リスク	0.7%
コリレーション・トレーディング(標準的方式)	0.2%
証券化エクスポージャーの個別リスク等	-0.6%
その他	0.5%
<b>合計</b>	<b>6.1%</b>

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

○上記の通り、第1グループの銀行について、リスク・アセットが合計で6.1%増加する。主な要因は、ストレス VaR、標準的方式における証券化エクスポージャー(コリレーション・トレーディングを除く)、「追加的リスク」に対する資本賦課であり、それぞれ、2.2%、1.7%、1.4%リスク・アセットを増加させる。

### (3) カウンターパーティー信用リスク規制の見直しによるリスク・アセットの増加の程度

○バーゼルⅢでは、取引相手(カウンターパーティー)の信用力の低下によってデリバティブ取引の価値が下落した場合、その期待損失額をデリバティブ取引の評価に織り込むという見直しが行われている(CVA(信用評価調整)リスクの捕捉)。CVAリスクの算出方法として、(一定の条件を満たした場合に適用される)先進的リスク測定方式と標準的リスク測定方式が定められている<sup>15</sup>。

○調査結果によると、カウンターパーティー信用リスク規制の見直し(CVAリスクの捕捉)によるリスク・アセット(自己資本比率の分母全体)及び信用リスク・アセット(自己資本比率の分母のうち、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク以外の部分)の増加割合は以下の通り。

<sup>15</sup> (マーケット・リスクに関して)債券等に係る個別リスクの算出について内部モデル方式の承認を受け、かつ、(デリバティブ取引の与信相当額算出方法に関して)期待エクスポージャー方式の承認を受けている場合は、先進的リスク測定方式を適用し、それ以外の場合は標準的リスク測定方式を適用しなければならない。先進的リスク測定方式と標準的リスク測定方式におけるCVAリスクの具体的算出方法については、拙稿「バーゼルⅢ告示④リスク捕捉の強化」(2012年5月24日付DIR Legal and Tax Report)参照。

図表 10 CVA リスクの捕捉によるリスク・アセット、信用リスク・アセットの増加割合

	第1グループ(77行)	第2グループ(63行)
信用リスク・アセットの増加	8.7%	3.2%
(内訳)		
標準的リスク測定方式	5.0%	3.2%
先進的リスク測定方式	3.7%	0%
リスク・アセット(自己資本比率の分母全体)の増加	7.3%	2.9%
(内訳)		
標準的リスク測定方式	4.2%	2.9%
先進的リスク測定方式	3.1%	0%

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

○上記の通り、CVA リスクに対する資本賦課により、第1グループの銀行について、リスク・アセットは7.3%増加し、第2グループの銀行について、リスク・アセットは2.9%増加する。

## 6. レバレッジ比率

### (1) レバレッジ比率とは

○バーゼルⅢにおけるレバレッジ比率とは、レバレッジの拡大を抑制すべく、以下のレバレッジ比率が一定水準以上であることを求めるものである(一般に使われる用語では、レバレッジは通常、総資産を自己資本で割って考えるため、バーゼルⅢにおけるレバレッジ比率とは分母と分子が逆転していることには留意が必要)。

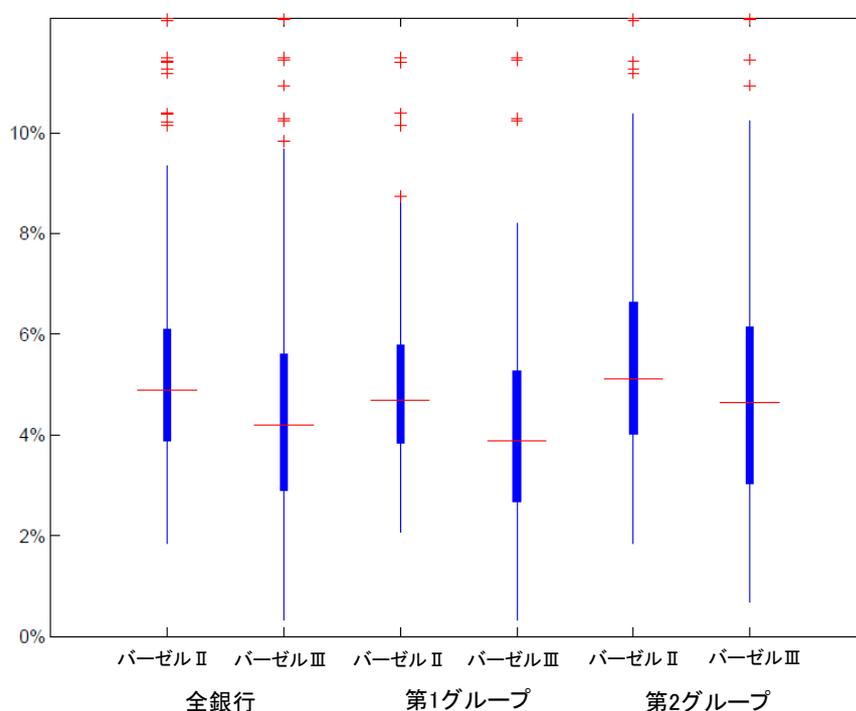
$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier1資本}}{\text{エクスポージャー (オンバランス項目+オフバランス項目)}}$$

○バーゼルⅢでは、2013年1月1日から2017年1月1日までの試行期間において、レバレッジ比率を3%以上とする水準でテストされ(2015年1月1日から、各銀行は水準及び構成要素の開示が求められる)、2018年1月1日から規制として導入される見込みである(現時点では、水準は未定)。

### (2) 調査結果

○本調査結果では、レバレッジ比率の分子を、バーゼルⅢの定義によるTier1資本と、バーゼルⅡの定義によるTier1資本の両方で計測しており、その調査結果は以下の通り(なお、レバレッジ比率の分母である合計エクスポージャーは、第1グループで59.2兆ユーロ、第2グループで5.6兆ユーロとされている)。

図表 11 バーゼルⅡ・バーゼルⅢの定義による Tier1 資本に基づくレバレッジ比率の水準



(注) 細い赤線 (横線) : 調査対象行の中央値

太い青線 (縦線) : 25 パーセンタイル値 (下の端) と 75 パーセンタイル値 (上の端) を結んだ線分

細い青線 (縦線) : 外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分 (外れ値とは、太い青線の 1.5 倍の長さの線分から上下に外れた値のこと)

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果 (2011 年 6 月 30 日時点)」

○調査結果によると、第 1 グループの銀行、及び第 2 グループの銀行についての、バーゼルⅡの定義による Tier1 資本に基づくレバレッジ比率は、それぞれ、4.4%、5.0%で、全体の平均値は 4.5%であった。第 1 グループの銀行、及び第 2 グループの銀行についての、バーゼルⅢの定義による Tier1 資本に基づくレバレッジ比率は、それぞれ、3.4%、4.2%で、全体の平均値は 3.5%であった。

○また、バーゼルⅡの定義による Tier1 資本に基づくレバレッジ比率については、17 行が 3%のレバレッジ比率を達成していなかった (第 1 グループ : 6 行、第 2 グループ : 11 行)。バーゼルⅢの定義による Tier1 資本に基づくレバレッジ比率を計測については、63 行が 3%のレバレッジ比率を達成していなかった (第 1 グループ : 36 行、第 2 グループ : 27 行)。

## 7. 流動性規制

### (1) 流動性カバレッジ比率 (LCR ; Liquidity Coverage Ratio) 規制

#### (i) 流動性カバレッジ比率規制とは

○流動性カバレッジ比率規制とは、銀行が30日間の厳しいストレス期間を乗り越えられるようにすべく、ストレス下でも市場から流動性を調達することができる、現金や国債などの質の高い流動資産（適格流動資産）を、30日間の厳しいストレス下における資金流出額（ネット）以上に保有することを求める規制である。具体的には、以下の水準が求められ、2015年から実施される見込みである。

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{資金流出額} - \text{資金流入額}} \geq 100\%$$

○適格流動資産、資金流出額、資金流入額は、それぞれどのような項目が該当するかが以下のように規定されており、各項目は一定の掛目を掛けて上記算式に算入される。

図表 12 LCRにおける主な項目と掛目

#### 1. 適格流動資産

項目	掛け目
(レベル1資産)	
現金、中銀預金、リスク・ウェイトが0%の国債、中銀発行証券、政府／中銀保証債等	100%
(レベル2資産)	
リスク・ウェイトが20%の政府・公共部門の資産、および高品質の非金融社債、カバードボンド <sup>(注1)</sup>	85%

#### 2. 主な資金流入項目<sup>(注2)</sup>

項目	掛け目
30日以内に満期を迎える金融機関向け健全債権	100%
30日以内に満期を迎えるその他の健全債権	50%

#### 3. 主な資金流出項目

項目	掛け目
リテール預金	
安定した <sup>(注3)</sup> 個人・中小企業預金	5%
その他の個人・中小企業預金	10%
ホールセール調達	
預金保険制度の保護対象 <sup>(注4)</sup>	5%
無担保調達	
安定した事業法人、政府・中銀等、金融機関からの調達 <sup>(注5)</sup>	25%
上記以外の事業法人、政府・中銀等からの調達	75%
上記以外の金融機関からの調達	100%
有担保調達 <sup>(注6)</sup>	0%～100%
3ノッチ格下時の追加担保需要	100%
非金融法人向けの信用供与枠（未使用額） <sup>(注7)</sup>	5%～10%
金融機関向け信用供与枠（未使用額）	100%

(注1) 適格流動資産に占める割合の上限は40%。高品質の定義は信用格付けAA-相当以上に加え、定量的な基準を追加導入する予定（具体的な基準は観察期間中に検討）。

(注2) 資金流入総額の上限は資金流出額の75%。

(注3) リテール/中小企業預金の安定性を判断する基準は、預金保険制度の保護対象かつ給与振込み先口座である等、顧客との関係が強固であること。

(注4) 本邦では決済性預金が該当。

(注5) 事業法人、政府・中銀等、金融機関からの預金の安定性を判断する基準は、清算業務、カスタディ業務、キャッシュマネージメント業務を提供していること、または、協同組織金融機関の系統預金のうちの預託義務額。なお、該当する銀行預金の預金先は当該預金からの資金流入を0%とする必要。

(注6) レベル1資産を担保とした場合は0%、レベル2資産を担保とした場合は15%、それ以外は100%（但し、政府・中銀等を取引相手とする場合は25%）。

(注7) リテール/中小企業向けのクレジットライン未使用枠について5%へ引き下げ。

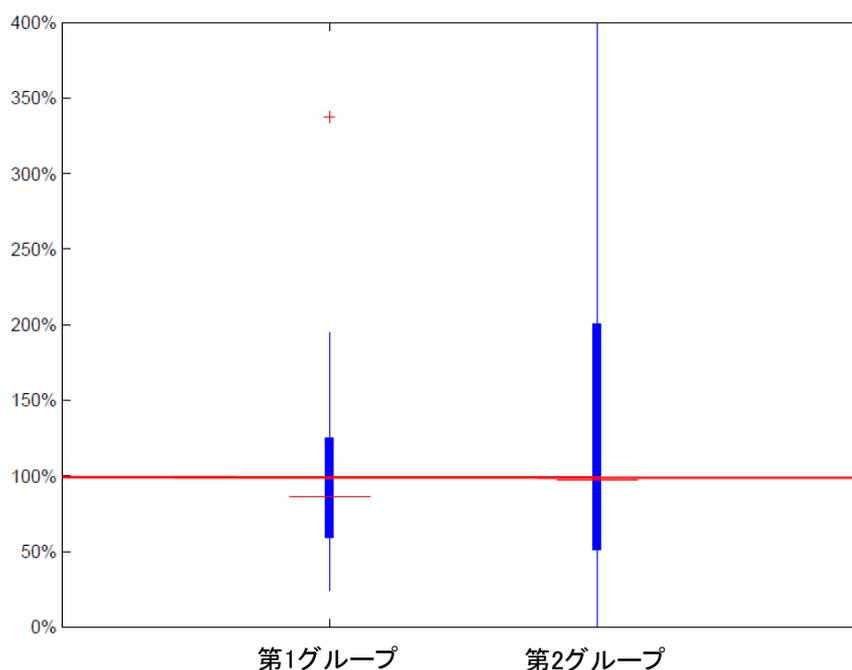
(出所) パーゼルⅢ規則文書及び金融庁/日本銀行「パーゼル銀行監督委員会によるパーゼルⅢテキストの公表等について」（2011年1月）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成（当初案に関する記述を割愛）

## (ii) 調査結果

○調査結果によると、第1グループの銀行(103行)のLCRは平均で90%、及び第2グループの銀行(102行)のLCRは平均で83%とされている。また、調査対象行の45%はすでに最低水準(100%)を達成しており、調査対象行の60%はLCRが75%以上とされている。

○第1グループの銀行、第2グループの銀行のLCR(%)は以下のように分布している。

図表 13 各銀行の LCR



(注) 太い赤線(横線) : 最低所要水準  
 細い赤線(横線) : 調査対象行の中央値  
 太い青線(縦線) : 25パーセンタイル値(下の端)と75パーセンタイル値(上の端)を結んだ線分  
 細い青線(縦線) : 外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分(外れ値とは、太い青線の1.5倍の長さの線分から上下に外れた値のこと)

(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

○また、調査対象行の適格流動資産は、(LCRの水準が100%を達成するには)合計で1.76兆ユーロ(調査対象銀行の資産額の合計額である58.5兆ユーロの約3%)不足している。

○LCRにおける主な資金流出・流入項目の内訳(バランスシート上の負債に対する比率(%))は以下の通り。

図表 14 主な資金流出・流入項目の内訳（バランスシート上の負債に対する比率）

	第1グループ	第2グループ
資金流出項目		
(内訳)		
無担保の、リテール顧客、中小顧客への流出	2.1%	2.5%
無担保の、非金融機関への流出	4.5%	2.9%
無担保の、政府、中央銀行、公的機関への流出	1.4%	0.8%
無担保の、金融機関その他の組織への流出	5.1%	3.8%
その他の無担保のホールセール調達資金（無担保債権発行を含む）の流出	1.5%	0.7%
有担保調達・有担保スワップの流出	1.8%	1.2%
担保、証券化商品、自行債務の流出	0.8%	0.3%
クレジット・ファシリティ、流動性ファシリティの流出	2.6%	0.7%
その他の契約に基づく現金流出、偶発的な現金流出（デリバティブ関連支払額を含む）	1.2%	0.6%
<b>合計流出額</b>	<b>21.1%</b>	<b>13.6%</b>
資金流入項目		
(内訳)		
金融機関からの流入	2.3%	2.6%
リテール顧客、中小顧客、非金融機関、その他の組織からの流入	1.7%	1.6%
有担保貸付	1.7%	0.7%
その他の現金流入（デリバティブ関連受け取り額を含む）	0.1%	0.1%
<b>合計流入額</b>	<b>5.8%</b>	<b>5.0%</b>

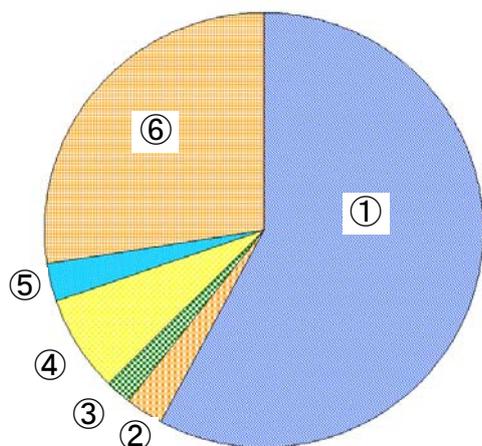
（出所）バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果（2011年6月30日時点）」

（資金流入項目の上限（資金流出項目の75%）に関して）

○調査結果によると、資金流出項目の75%までという上限を超える資金流入項目があった銀行は、第1グループで0、第2グループで19行（このうち6行はLCRの水準を達成できず）であった。

○全銀行を対象に調査したところ、現在銀行が保有している適格流動資産の構成は以下の通り。第1グループと第2グループの銀行の保有分の大部分は、レベル1資産（現金・国債など。図表12参照）である。レベル1資産のうち、政府、中央銀行、公的機関が発行又は保証する、リスク・ウェイト0の証券、現金、中銀預金が、適格流動資産の大きな部分を占めている。

図表 15 適格流動資産の構成（全銀行）



①	リスク・ウェイト0の資産(レベル1資産)	57.7%
②	カバード・ボンド(レベル2資産)	2.8%
③	社債(レベル2資産)	2.1%
④	リスク・ウェイト20%の資産(レベル2資産)	7.0%
⑤	リスク・ウェイトが0%でない資産(レベル1資産)	2.8%
⑥	現金・中銀預金(レベル1資産)	27.6%

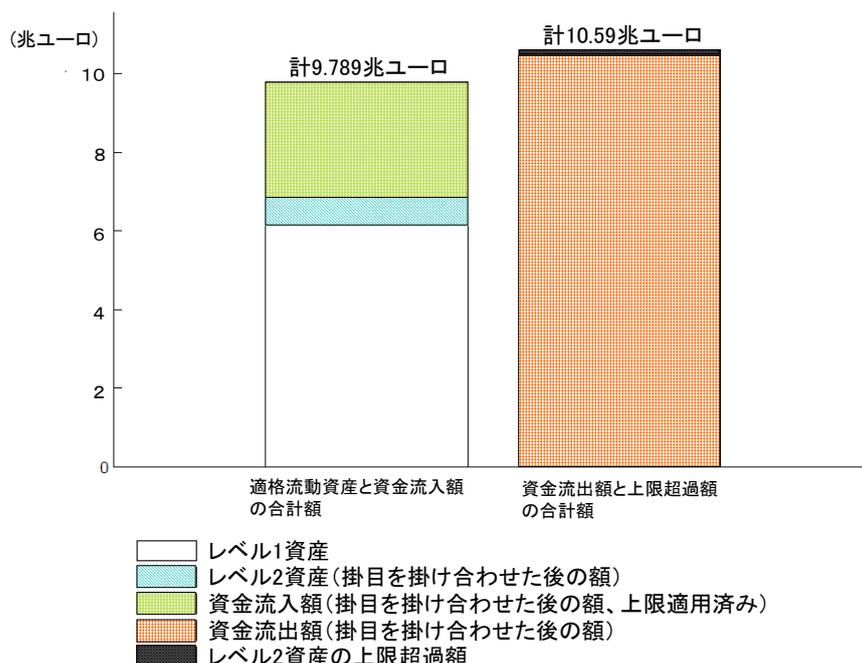
(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

(レベル2資産の上限(適格流動資産の40%)に関して)

○調査結果によると、レベル2資産のうち1,210億ユーロが、適格流動資産の40%までという上限を超過しており除外されることとなる。34行が上限を超過しており、そのうち24行(全サンプルの11%)がLCRの100%の水準を下回っている。

○LCR(適格流動資産/(資金流出額-資金流入額)) $\geq$ 100%が求められるので、適格流動資産 $\geq$ (資金流出額-資金流入額)、つまり、(適格流動資産+資金流入額) $\geq$ 資金流出額が求められる。そこで、全銀行に関して、適格流動資産と資金流入額の合計と資金流出額を比較すると以下の通り。

図表 16 適格流動資産と資金流入額の合計と資金流出額の比較



(出所) パーゼル委「パーゼルⅢモニタリング結果(2011年6月30日時点)」

## (2) 安定調達比率 (NSFR ; Net Stable Funding Ratio) 規制

### (i) 安定調達比率規制とは

○安定調達比率規制とは、1年以上安定的に残存する負債・資本（安定調達額）を、1年以上固定化し、短期に流動性を生むことができない資産（所要安定調達額）よりも多く保有することを求めることにより、資産が短期に現金化できないリスクに備える規制である。具体的には以下の水準が求められ、2018年から実施される見込みである。

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額}}{\text{所要安定調達額}} > 100\%$$

○安定調達額（一定の資本・負債）、所要安定調達額（一定の資産）は、それぞれどのような項目が該当するかが以下のように規定されており、各項目は一定の掛目を掛けて上記算式に算入される。

図表 17 安定調達比率規制における主な項目と掛目

1. 所要安定調達額(Required Stable Funding)		2. 安定調達額(Available Stable Funding)	
主な項目	掛目	主な項目	掛目
現金、残存期間1年未満の証券・貸出 <sup>(注1)</sup>	要検討 <sup>(注2)</sup>	資本 (Tier1、Tier2等)	100%
国債、政府保証債、国際機関債等	5%	残存期間が1年以上の負債	100%
信用・流動性供与枠 (未使用額)	5%	個人・中小企業からの安定した預金 <sup>(注4)</sup>	90%
非金融機関発行の社債等 (AA格以上)	20%	個人・中小企業からのその他の預金	80%
非金融機関発行の社債等 (A-格~AA-格)、金、上場株式、事業法人向け貸出 (残存期間1年未満)	50%	協同組織金融機関の系統預金のうち最低預入額 <sup>(注5)</sup>	75%まで
個人向け貸出 (残存期間1年未満、抵当権付き住宅ローンを除く)	85%	非金融機関からのホールセール調達 (残存期間1年未満)	50%
高品質の貸出 <sup>(注3)</sup>	65%	その他の負債 (残存期間が1年未満)	要検討 <sup>(注2)</sup>
上記以外の資産	100%	上記以外の負債および資本	0%

(注1) 金融機関に対する更新されない貸出に限定。

(注2) 残存期間1年未満の証券・貸出および負債の掛目については、より詳細な期間区分に応じた掛目を設定する方向で観察期間中に見直される予定。

(注3) パーゼルIIの標準的手法において、リスク・ウェイトが35%以下のa) 抵当権付住宅ローン（満期を問わない）及びb) 金融機関向けを除くその他の貸出（残存満期1年以上）。

(注4) 預金の安定性を判断する基準案は、LCRと同じ。

(注5) 最終顧客がリテール/中小企業の場合75%、それ以外の場合は、顧客属性に応じた掛目（例えば、非金融機関であれば50%）

(出所) パーゼルIII規則文書及び金融庁/日本銀行「パーゼル銀行監督委員会によるパーゼルIIIテキストの公表等について」（2011年1月）

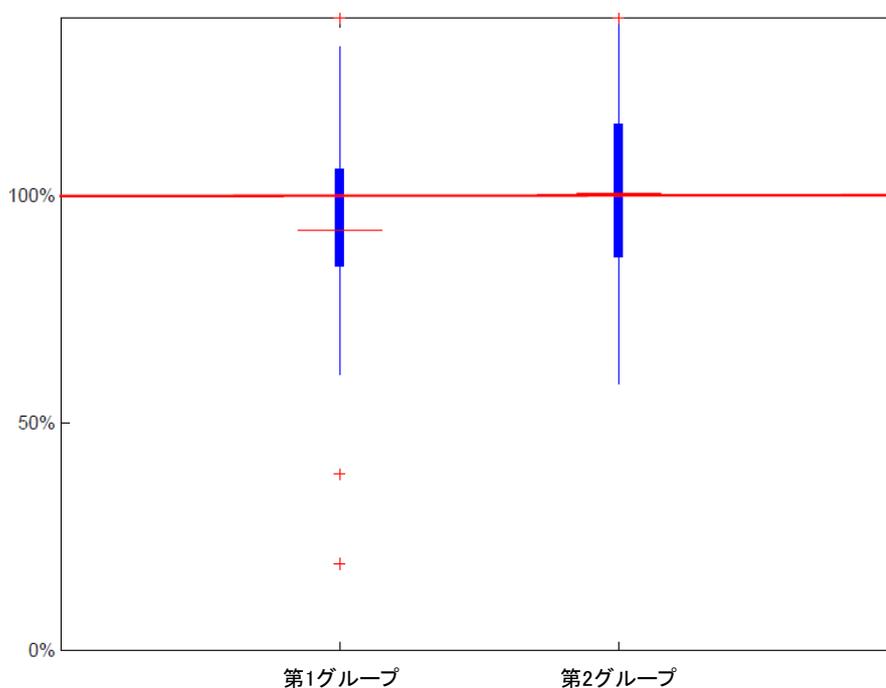
## (ii) 調査結果

○調査結果によると、第1グループの銀行（103行）及び第2グループの銀行（102行）のNSFRの平均は、いずれも94%。また、第1グループの銀行と第2グループの銀行のうち、46%はすでにNSFRの最低水準（100%）を達成し、4分の3の銀行はNSFRの水準が85%以上。

○また、調査結果によると、2011年6月30日の時点で、安定調達額が2.78兆ユーロ不足している（NSFRが100%の水準を下回る銀行の不足額の合計額）。

○各銀行のNSFRの水準は以下のように分布しており、50%を下回る銀行もあることが注目される。

図表 18 各銀行のNSFRの水準



(注) 太い赤線（横線）：最低所要水準

細い赤線（横線）：調査対象行の中央値

太い青線（縦線）：25パーセンタイル値（下の端）と75パーセンタイル値（上の端）を結んだ線分

細い青線（縦線）：外れ値を除いた最小値と最大値を結んだ線分（外れ値とは、太い青線の1.5倍の長さの線分から上下に外れた値のこと）

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢモニタリング結果（2011年6月30日時点）」より大和総研金融調査部制度調査課作成

(以上)